

企業結合計画届出書記載要領（第1部） （株式取得）

1. 記載要領の御利用について

この記載要領は、令和7年4月4日現在で改訂したものです。その後の法令の改正によって取扱いが変更される場合がありますので、御注意ください。

本記載要領は、法令の趣旨を理解しやすいよう、できるだけ簡潔に記載しておりますので、正確な理解のために、関係法令と併せて御活用いただくことをお勧めします。

2. 届出様式の御利用について

（1）株式取得

「様式第4号」は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「法」といいます。）第10条第2項の規定に基づき、下枠内要件1①に該当する会社が同②に該当する他の会社（以下「株式発行会社」といいます。）の株式を取得しようとする際、同③を満たす場合に、株式を取得しようとする会社を使用するものです（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則（昭和28年公正取引委員会規則第1号。最終改正令和6年3月27日。以下「規則」といいます。）第2条の6第1項）。

会社の子会社である組合が株式発行会社の株式を取得しようとする場合については、別の様式（様式第5号）により届出が必要となる場合があります（法第10条第5項及び規則第2条の6）。

なお、本記載要領では、株式を取得しようとする会社を「届出会社」といいます。

（2）合併

「様式第8号」は、法第15条第2項の規定に基づき、下枠内要件2に該当する会社が合併しようとする場合に、合併をしようとする会社を使用するものです（規則第5条第1項）。

なお、本記載要領では、合併計画の対象となる会社を「届出会社」といいます。

（3）共同新設分割

「様式第9号」は、法第15条の2第2項の規定に基づき、下枠内要件3の①～④のいずれかに該当する会社が新設分割しようとする場合に、新設分割をしようとする会社を使用するものです（規則第5条の2第1項）。

なお、本記載要領では、共同新設分割計画の対象となる会社を「届出会社」といいます。

（4）吸収分割

「様式第10号」は、法第15条の2第3項の規定に基づき、下枠内要件4の①～④のいずれかに該当する会社が吸収分割しようとする場合に、吸収分割をしようとする会社を使用するものです（規則第5条の2第2項）。

なお、本記載要領では、吸収分割計画の対象となる会社を「届出会社」といいます。

（5）共同株式移転

「様式第11号」は、法第15条の3第2項の規定に基づき、下枠内要件5に該当する会社が共同株式移転をしようとする場合に、共同株式移転をしようとする会社を使用するものです（規則第5条の3第1項）。

なお、本記載要領では、共同株式移転計画の対象となる会社を「届出会社」といいます。

（6）事業等の譲受け

「様式第12号」は、法第16条第2項の規定に基づき、事業等の譲受けをしようとする会社（以下「譲受会社」といいます。）が下枠内要件6の①～③のいずれかに該当する他の会社からの事業又は事業上の固定資産（以下「事業等」といいます。）の譲受けをしようとする場合において、譲受会社が提出する届出書に使用するものです（規則第6条第1項）。

なお、本記載要領では、譲受会社を「届出会社」、当該事業等の譲渡をしようとする会社を「譲渡会社」といいます。

（要件）

以下の要件に該当する場合には、同一の企業結合集団（※1）内で行われる合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転及び事業等の譲受けを除き、独占禁止法の規定に基づく届出が必要です。

なお、独占禁止法の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者は、法第91条の2により200万円以下の罰金が科せられる場合があります。

1 株式取得（※5）

- ① 株式（※7）を取得しようとする会社及び当該会社の属する企業結合集団に属する当該会社以外の会社等の国内売上高（※8）の合計額（以下「国内売上高合計額（※9）」といいます。）が200億円を超える場合。
- ② 株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額（※10）が50億円を超える場合。
- ③ 株式発行会社の株式を取得しようとする場合において、株式発行会社の総株主の議決権（※11）の数に占める届出会社が取得の後において所有することとなる株式発行会社の株式に係る議決権数と届出会社の属する企業結合集団に属する届出会社以外の会社等が所有する株式発行会社の株式に係る議決権数とを合計した議決権数の割合が新たに20%又は50%を超えることとなる場合。

2 合併

合併をしようとする会社のうち、いずれか1社に係る国内売上高合計額が200億円を超え、かつ、他のいずれか1社に係る国内売上高合計額が50億円を超える場合。

3 共同新設分割

- ① 共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか1社（全部承継会社（※12）に限ります。）に係る国内売上高合計額が200億円を超え、かつ、他のいずれか1社（全部承継会社に限ります。）に係る国内売上高合計額が50億円を超える場合。
- ② 共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか1社（全部承継会社に限ります。）に係る国内売上高合計額が200億円を超え、かつ、他のいずれか1社（重要部分承継会社（※13）に限ります。）の当該承継の対象部分に係る国内売上高が30億円を超える場合。
- ③ 共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか1社（全部承継会社に限ります。）に係る国内売上高合計額が50億円を超え、かつ、他のいずれか1社（重要部分承継会社に限ります。）の当該承継部分に係る国内売上高が100億円を超える場合。
- ④ 共同新設分割をしようとする会社のうち、いずれか1社（重要部分承継会社に限ります。）の当該承継の対象部分に係る国内売上高が100億円を超え、かつ、他のいずれか1社の当該承継の対象部分に係る国内売上高が30億円を超える場合。

4 吸収分割

- ① 吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか1社（全部承継会社に限ります。）に係る国内売上高合計額が200億円を超え、かつ、分割によって事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が50億円を超える場合。
- ② 吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか1社（全部承継会社に限ります。）に係る国内売上高合計額が50億円を超え、かつ、分割によって事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が200億円を超える場合（①に該当する場合を除きます。）。
- ③ 吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか1社（重要部分承継会社に限ります。）の当該分割の対象部分に係る国内売上高が100億円を超え、かつ、分割によ

って事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が 50 億円を超える場合。

- ④ 吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいずれか1社（重要部分承継会社に限り。）の当該分割の対象部分に係る国内売上高が 30 億円を超え、かつ、分割によって事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が 200 億円を超える場合（③に該当する場合を除きます。）。

5 共同株式移転

共同株式移転をしようとする会社のうち、いずれか1社に係る国内売上高合計額が 200 億円を超え、かつ、他のいずれか1社に係る国内売上高合計額が 50 億円を超える場合。

6 事業等の譲受け

国内売上高合計額が 200 億円を超える会社が、

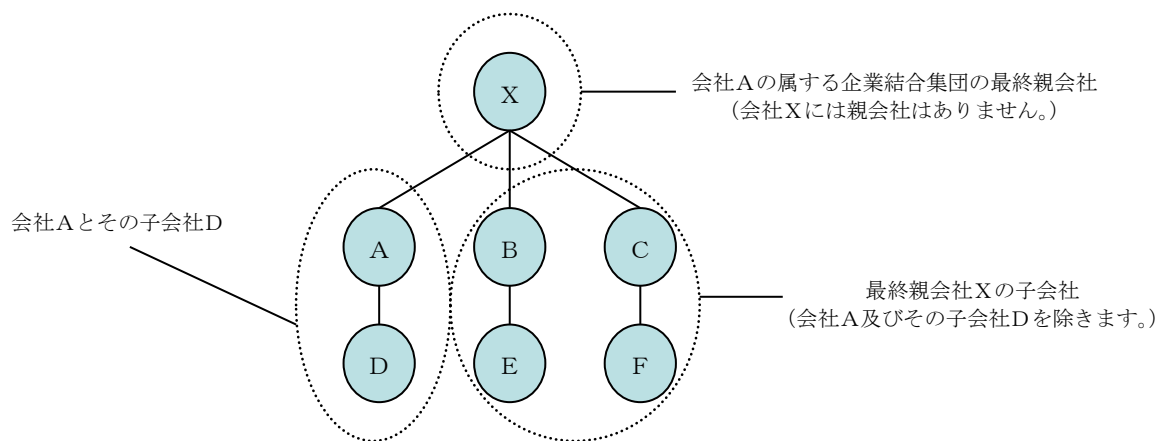
- ① 国内売上高が 30 億円を超える会社の事業の全部の譲受けをしようとする場合。
- ② 他の会社の事業の重要部分（※14）の譲受けをしようとする場合であって、当該譲受けの対象部分に係る国内売上高が 30 億円を超える場合。
- ③ 他の会社の事業上の固定資産の全部又は重要部分の譲受けをしようとする場合であって、当該譲受けの対象部分に係る国内売上高が 30 億円を超える場合。

※1 「企業結合集団」（法第10条第2項）

企業結合集団とは、会社（※2）及び当該会社の子会社（※3）並びに当該会社の最終親会社（親会社（※4）であって他の会社の子会社でないものをいいます。）及び当該最終親会社の子会社（当該会社及び当該会社の子会社を除きます。）から成る集団をいいます（会社Aを起点とした企業結合集団の概念図は図表1のようになります。）。

ただし、当該会社に親会社がない場合は、当該会社が最終親会社となりますので、当該会社とその子会社から成る集団が企業結合集団となります。

図表1



※2 「会社」

届出の対象となる「会社」は、外国会社を含み、その形態を問いません。

※3 「子会社」（法第10条第6項、規則第2条の9）

子会社とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいいます。

また、子会社にはベンチャーキャピタルなどの投資企業（投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う会社等をいいます。）が設立する組合（民法（明治29年法律第89号）第667条第1項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことによって成立する組合、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第2条第2項に規定する投資事業有限責任組合及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合並

びに外国の法令に基づいて設立された団体であってこれらの組合に類似するものをいいます。）も含まれます。

なお、ベンチャーキャピタルが営業取引としての投資育成目的で他の会社等の株式や出資を有している場合において当該ベンチャーキャピタルが当該他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している」ことに該当する要件を満たすときには、当該他の会社等は当該ベンチャーキャピタルの子会社に該当します。

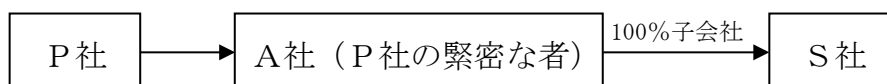
ただし、会社が他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している」ことに該当する要件を満たしていても、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配していないことが明らかである場合」となることがありますので、次に掲げる①～⑤について留意してください。

① 会社が他の会社等の「財務及び事業の方針を決定している」ことに該当するか否かの判定に当たっては、複数の会社（親子関係にある会社を除きます。）が、それぞれ当該他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している」ことにはならないことに留意してください。例えば、他の会社等の議決権（業務執行決定権限）の100分の40以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社が、他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配していることに該当する要件（規則第2条の9第3項第2号イ～ホ）のいずれかを満たす場合であっても、他に当該他の会社等の議決権（業務執行決定権限）の過半数（100分の50超の割合）を自己の計算において所有している会社が存在している場合（規則第2条の9第3項第1号）には、当該他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している」ことには該当しません。

② 会社が他の会社に対して共同で出資を行っている場合にも、当該会社が当該他の会社の「財務及び事業の方針の決定を支配している」か否かの判定を行うことになりますが、当該他の会社が当該会社によって共同支配されている実態にある場合は、当該他の会社は共同で出資をしている当該会社のうち特定の会社の子会社には該当せず、関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいいます。）として取り扱われます。

③ 会社が当該会社の緊密な者（関連会社を含み、個人は除きます。）の子会社を支配している要件を満たしていても、当該子会社が当該緊密な者の一業務部門を実質的に担っており当該緊密な者と一体であることが明らかである場合は、当該子会社は当該会社の子会社に該当しないものとして取り扱うことができます。

上記の関係は以下のとおりとなり、S社がP社及びA社の2社から支配されることはないため（前記①参照）、A社がP社の子会社となるときの除き、S社はP社の子会社に該当しないこととなります。



④ 銀行等の金融機関が融資先である他の会社等に経営支援を行っている場合に当該他の会社等を支配していることに該当する要件（規則第2条の9第3項各号）を満たしていても、当該経営支援が債権の回収を円滑に行うとともに営業取引関係を維持することを目的とするものであり、当該他の会社等を支配することを目的としていないことが明らかである場合は、当該他の会社等は当該金融機関の子会社に該当しないものとして取り扱うことができます。

※4 「親会社」（法第10条第7項、規則第2条の9）

親会社とは、会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該会社をいいます。なお、親会社は「会社」に限定され、組合は親会社になりません。

※5 株式取得に関する届出

あらかじめ届出を行うことが困難であると認められる場合（※6）は、届出の必要はありません。

また、合併、共同新設分割及び吸収分割の届出を行う場合には、以下の手続により、当該届出に係る届出書の提出をもって株式取得に関する届出書に代えることができます。

① 合併後存続又は設立する会社が当該合併を通じて他の会社の株式を取得し、当該合併後存続又は設立する会社の議決権保有割合が20%又は50%を超えることとなる場合には、様式第8号の3(2)に必要事項を記載する。

② 共同新設分割により設立する会社が当該共同新設分割を通じて他の会社の株式を取得し、当該共同新設分割により設立する会社の議決権保有割合が20%又は50%を超えることとなる場合には、様式第9号の3(2)に必要事項を記載する。

③ 承継後の会社が当該吸収分割を通じて他の会社の株式を取得し、当該承継後の会社の議決権保有割合が20%又は50%を超えることとなる場合には、様式第10号の3(2)に必要事項を記載する。

※6 「あらかじめ届出を行うことが困難と認められる場合」（法第10条第2項ただし書、規則第2条の7）

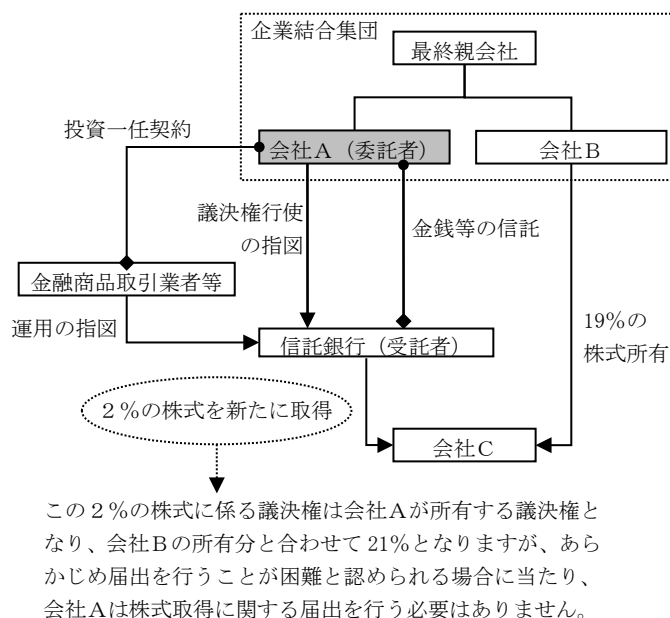
あらかじめ届出を行うことが困難と認められる場合とは、次に掲げる場合をいいます。

(1) 株式の分割又は併合により発行される株式の取得をしようとする場合

(2) 株式無償割当て（会社法（平成17年法律第86号）第185条）による株式の取得をしようとする場合

- (3) 取得条項付株式（会社法第2条第19号）又は取得条項付新株予約権（同法第273条第1項）に係る取得事由の発生によりその取得の対価として交付する株式の取得をしようとする場合
- (4) 会社の子会社でない投資事業有限責任組合（外国の法令に基づいて設立された団体であって投資事業有限責任組合に類似するもの（以下「投資事業有限責任組合類似団体」といいます。）を含みます。）の有限責任組合員（投資事業有限責任組合類似団体の構成員を含みます。）となり、組合財産（投資事業有限責任組合類似団体の財産を含みます。）として株式の取得をしようとする場合
- (5) 会社の子会社でない組合契約（民法第667条第1項）で会社に対する投資事業を営むことを約するものによって成立する組合（外国の法令に基づいて設立された団体であって当該組合に類似するもの（以下「民法組合類似団体」といいます。）を含み、1人又は数人の組合員（民法組合類似団体の構成員を含みます。）にその業務の執行を委任しているものに限ります。）の組合員（業務の執行を委任された者を除きます。）となり、組合財産（民法組合類似団体の財産を含みます。）として株式の取得をしようとする場合
- (6) 金銭又は有価証券の信託に係る株式について、会社が、委託者又は受益者となり議決権を行使できる又は議決権の行使について受託者に指図ができる場合であって、金融商品取引業者等と投資一任契約（投資判断の全部を一任することを内容とするものに限ります。）を締結し、受託者に他の会社の株式を取得させようとするとき
 例えば、会社A（委託者）が図表2のように信託銀行（受託者）との間に特定運用金銭信託契約を締結し、かつ、金融商品取引業者等との間に投資一任契約を締結している場合、金融商品取引業者等（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第34条）は信託銀行に指図し、会社Cの株式を取得させます。この場合、会社A（委託者）は当該株式に係る議決権の行使について信託銀行（受託者）に指図ができるので、当該信託に係る株式に係る議決権は、会社Aが所有することになり、届出閾値の算定対象になるため、届出閾値を超える場合は届出を提出する必要があります。
 図表2の場合、新たに取得する2%と会社Bの所有する19%とを合計すると会社Aの属する企業結合集団全体で会社Cの総株主の議決権の21%を所有することになりますので、届出閾値を超えることになります。
 しかし、株式の取得の運用指図は金融商品取引業者等が行うことから、会社Aが事前に届出を行うことが困難な場合に当たり、会社Aが株式取得の届出を行う必要はありません。

図表2



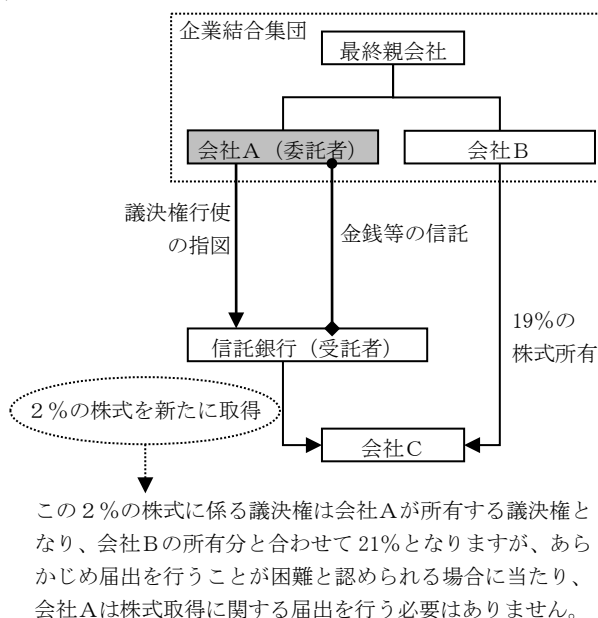
- (7) 金銭又は有価証券の信託に係る株式について、会社が、委託者又は受益者となり議決権を行使できる又は議決権の行使について受託者に指図ができる場合であって、受託者と委託者又は受益者のために受託者が投資判断を行うとともに、これに基づく投資を行うことを内容とする信託契約を締結し、受託者に他の会社の株式を取得させようとするとき
 例えば、会社A（委託者）が図表3のように信託銀行（受託者）との間に指定単独運用金銭信託契約を締結し、かつ、その契約が信託銀行が運用を通じて取得し、所有する株式に係る議決権を会社Aが行使できるというものの場合、信託銀行が会社Aから信託された金銭等の運用を行いますので、信託銀行が運用を通じて会社C

の株式を取得することとなる場合は、当該信託に係る株式に係る議決権は、会社Aが所有することになり、届出閾値の算定対象になるため、届出閾値を超える場合は届出を提出する必要があります。

図表3の場合、新たに取得する2%と会社Bの所有する19%とを合計すると会社Aの属する企業結合集団全体で会社Cの総株主の議決権の21%を所有することになりますので、届出閾値を超えることになります。

しかし、会社Aは資産の運用を信託銀行に委ねており、信託銀行が運用（株式の取得）を行うことから、会社Aが事前に届出を行うことが困難な場合に当たり、会社Aが株式取得の届出を行う必要はありません。

図表3



※7 「株式」（法第9条第1項）

「株式」には、合名会社、合資会社及び合同会社における出資総額に対する社員の持分も含まれます。

※8 「国内売上高」（法第10条第2項、規則第2条）

（1）原則

国内売上高は、原則として、会社等の最終事業年度における売上高（銀行業及び保険業を営む会社等については経常収益、第一種金融商品取引業を営む会社等については営業収益とします。）のうち次に掲げる額の①から③の合計額（売上値引、戻り高並びに商品に直接課される租税の額に相当する額及び役務の供給を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を含まないものとします。）をいいます（図表4参照）。

- ① 国内の消費者が当該会社等の供給する商品又は役務に係る取引の相手方である場合における当該取引に係る売上高（規則第2条第1項第1号）
- ② 法人等が当該会社等の供給する商品又は役務に係る取引の相手方である場合において、当該取引に係る商品又は役務が国内において供給されるときにおける当該取引に係る売上高（当該会社等が、当該取引に係る契約の締結時において、当該法人等が当該商品の性質又は形状を変更しないで外国を仕向地としてさらに当該商品を取引すること又は当該法人等の外国に所在する営業所等に向けて当該商品を送り出すことを把握しているときにおける当該取引に係る売上高を除きます。）（規則第2条第1項第2号）
- ③ 法人等が当該会社等の供給する商品又は役務に係る取引の相手方である場合において、当該取引に係る商品が外国において供給され、かつ、当該会社等が、当該取引に係る契約の締結時において、当該法人等が当該商品の性質又は形状を変更しないで本邦を仕向地としてさらに当該商品を取引すること又は当該法人等の本邦に所在する営業所等に向けて当該商品を送り出すことを把握しているときにおける当該取引に係る売上高（規則第2条第1項第3号）

図表4 国内売上高（規則第2条第1項各号）

各号の区別	（供給者の所在する 場所は無差別）	国 内	海 外	国内売上高 となるか
① （規則第2条第1 項第1号）	会社等	商品又は役務の供給 → 国内の消費者		○
② （規則第2条第1 項第2号本文）	会社等	商品又は役務の供給 → 法人等		○
② （規則第2条第1 項第2号括弧書）	会社等	商品の供給 → 法人等 転売につき会社等が把握	転売 → 外国の需要者	×
③ （規則第2条第1 項第3号）	会社等	商品の供給 → 国内の需要者 転売につき会社等が把握	転売 → 法人等	○

ただし、会社等が財務諸表提出会社等の場合は、次に掲げる①又は②を国内売上高とすることができます。

- ① 会社等が財務諸表提出会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表規則」といいます。）第8条第2項において規定する財務諸表提出会社をいいます。以下同じとします。）である場合は、財務諸表規則第8条の29第2項第2号に規定する地域ごとの情報のうち本邦に係る売上高
- ② 会社等が外国財務諸表提出会社（外国の法令に基づく財務計算に関する書類で財務諸表（財務諸表規則第1条第1項第1号に規定する財務諸表をいいます。以下同じとします。）に相当するものを作成する会社をいいます。）である場合は、財務諸表に相当するものに記載される売上高のうち国内売上高に相当するもの

（2）国内売上高に含まれない価額

国内売上高を計算する場合は、売上値引、戻り高並びに会社等が供給する商品に直接課される租税の額に相当する価額及び会社等が供給する役務の提供を受ける者に当該役務に関して直接課される租税の額に相当する価額を含みません。

なお、一定期間に多額又は多量の取引をした得意先に対する売上代金の返戻額等の売上割戻は、売上値引に準じて取り扱ってください。

（3）原則に従って会社等の供給する商品又は役務の取引に係る国内売上高を計算することができない場合

前記（1）の原則に従って会社等の供給する商品又は役務の取引に係る国内売上高を計算することができない場合は、適正かつ合理的な範囲内において、一般に公正妥当な企業会計の慣行に従って計算してください。

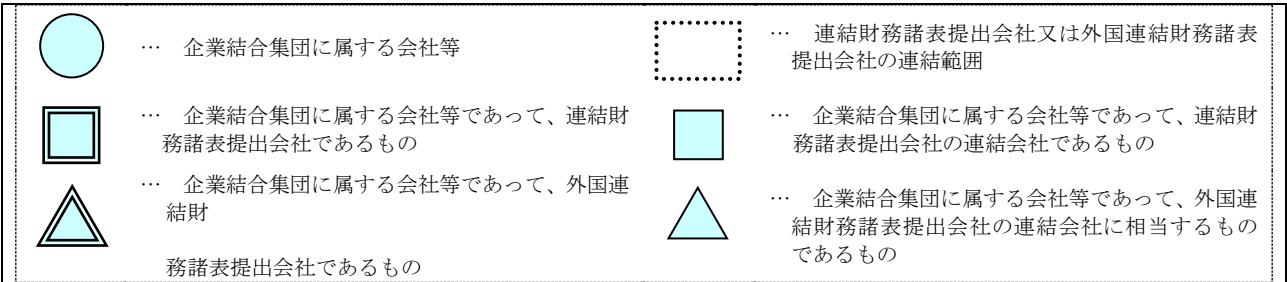
この場合、前記（1）の原則に従って当該取引に係る国内売上高を計算することができない理由について「6 その他参考となるべき事項」欄に具体的に記載してください。

※9 「国内売上高合計額」（法第10条第2項、規則第2条の2及び第2条の3）

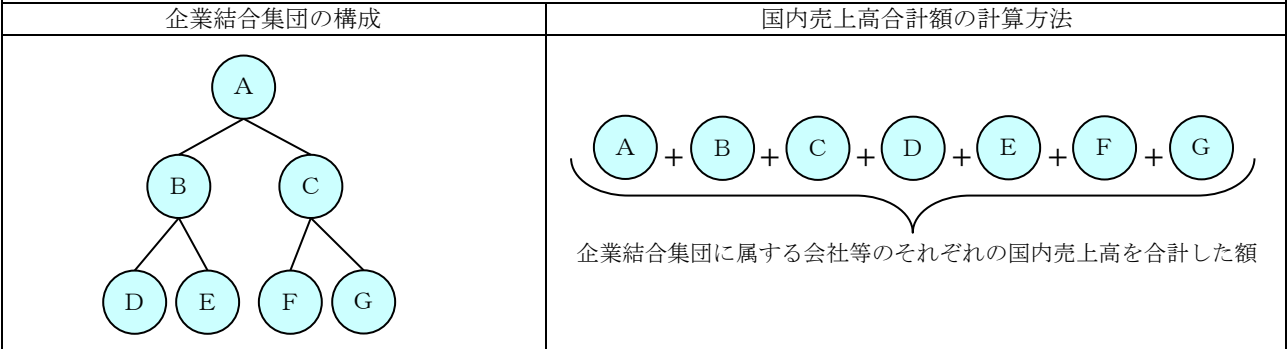
国内売上高合計額とは、会社の属する企業結合集団に属する会社等の国内売上高をそれぞれ合計したものをいいます（図表5参照）。

また、国内売上高合計額の説明に用いられている図表中の記号については、以下の破線枠内を参照してください。

なお、届出会社の国内売上高が存在しない場合であっても、要件1を満たし、届出が必要となる場合がありますので、御留意ください。



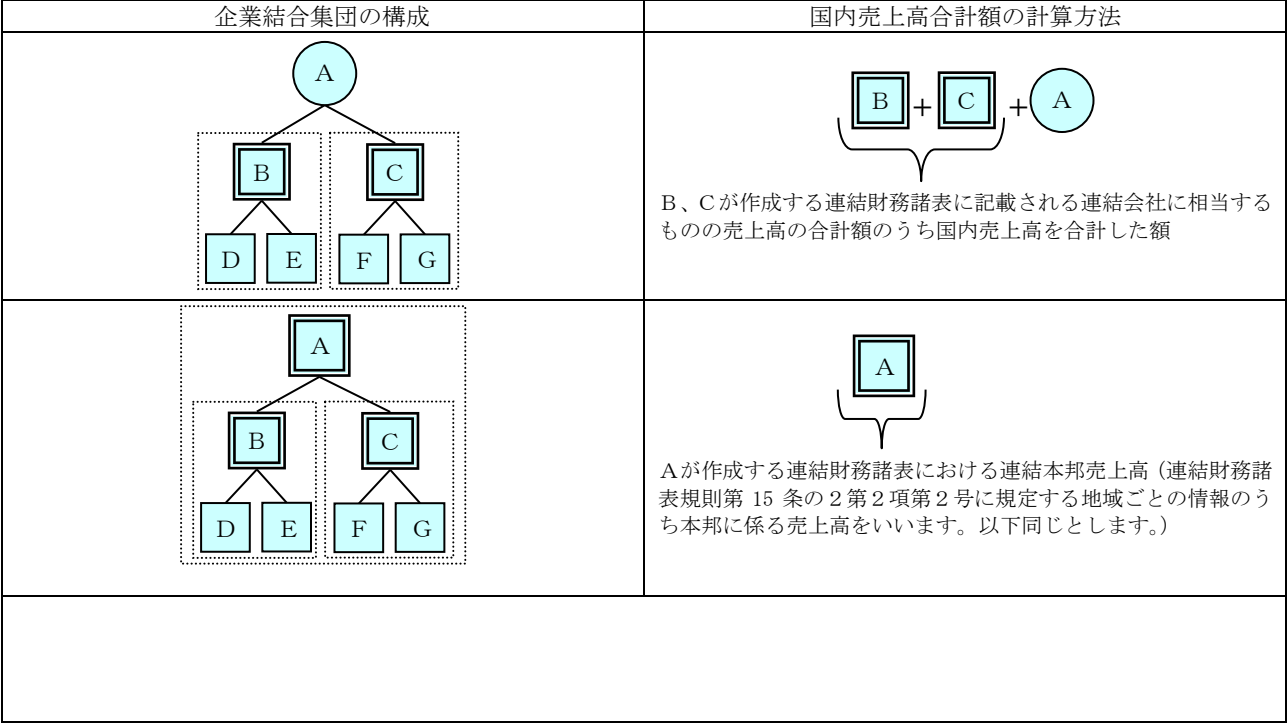
図表5 原則（規則第2条の2第1項）



また、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等のうちに連結財務諸表提出会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）第2条第1号に規定する連結財務諸表提出会社をいいます。以下同じとします。）又は外国連結財務諸表（外国の法令に基づく財務計算に関する書類で連結財務諸表（同規則第1条第1項に規定する連結財務諸表をいいます。）に相当するものをいいます。）を作成した会社（以下「外国連結財務諸表提出会社」といいます。）がある場合は、その連結財務諸表又は外国連結財務諸表（以下「連結財務諸表等」といいます。）を用いて国内売上高合計額を計算することができます（図表6、図表7及び図表8参照）。

（i）届出会社の属する企業結合集団に属する会社等のうちに連結財務諸表提出会社がある場合

図表6 （規則第2条の3第1項第1号）



（ii）届出会社の属する企業結合集団に属する会社等のうちに外国連結財務諸表提出会社がある場合

図表7 （規則第2条の3第1項第2号）

企業結合集団の構成	国内売上高合計額の計算方法
	B、Cが作成する外国連結財務諸表に記載される連結会社に相当するものの売上高の合計額のうち国内売上高を合計した額に相当するもの
	Aが作成する外国連結財務諸表に記載される連結会社に相当するものの売上高の合計額のうち国内売上高を合計した額に相当するもの

（iii）届出会社の属する企業結合集団に属する会社等のうちに連結財務諸表提出会社及び外国連結財務諸表提出会社がある場合

図表8 （規則第2条の3第1項第3号）

企業結合集団の構成	国内売上高合計額の計算方法
	Bが作成する連結財務諸表に記載される連結会社に相当するものの売上高の合計額のうち国内売上高を合計した額及びCが作成する外国連結財務諸表に記載される連結会社に相当するものの売上高の合計額のうち国内売上高を合計した額に相当するもの
	Aが作成する連結財務諸表における連結本邦売上高

※10 「株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額」（法第10条第2項、規則第2条の4及び第2条の5）
 株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計とは、株式発行会社及びその子会社（以下「株式発行会社等」といいます。）のそれぞれの国内売上高を合計したものをいいます。株式発行会社の国内売上高が存在しない場合であっても、要件1②を満たし、届出が必要となる場合がありますので、御留意ください。
 また、株式発行会社等のうちに連結財務諸表提出会社がある場合は、その連結財務諸表等を用いて国内売上高合計額を計算することができます。この場合の国内売上高の合計額の計算の方法については、※9を参照してください（※9の図表中Aを株式発行会社と読み替えてください。）。

※11 「議決権」（法第10条第3項及び第4項、規則第2条の8）

（1）株式発行会社の株式に係る議決権に含まない議決権

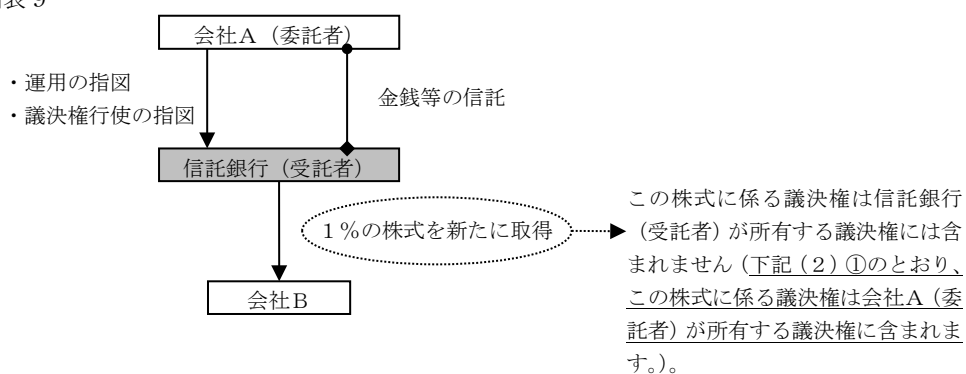
次に掲げる議決権は、届出会社が取得の後において所有する、又は届出会社の属する企業結合集団に属する当該届出会社以外の会社等（以下「届出会社以外の会社等」といいます。）が所有する株式発行会社の株式に係る議決権に含まれないため、届出閾値（株式取得について届出義務の対象となる議決権保有割合をいいます。）の算定対象にはなりません。

- ① 金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（委託者又は受益者が行使し、又はその行使について受託者に指図を行うことができるもの）

例えば、会社A（委託者）が図表9のように信託銀行（受託者）との間に特定運用金銭信託契約を締結している場合は、金銭又は有価証券の運用を通じて取得された会社Bの株式に係る議決権について、会社A（委託者）が議決権の行使について信託銀行（受託者）に指図を行うことができます。

したがって、この場合の会社Bの株式に係る議決権は、信託銀行（受託者）の届出閾値の算定対象にはなりません。

図表9



- ② 届出会社又は届出会社以外の会社等が銀行業又は保険業を営む会社（少額短期保険業者を除きます。）である場合の株式発行会社（銀行業を営む会社、保険業を営む会社及び特定目的会社を除きます。）の株式に係る議決権

- ③ 届出会社又は届出会社以外の会社等が第一種金融商品取引業を営む会社である場合、業務として取得した株式に係る議決権

（2）株式発行会社の株式に係る議決権に含む議決権

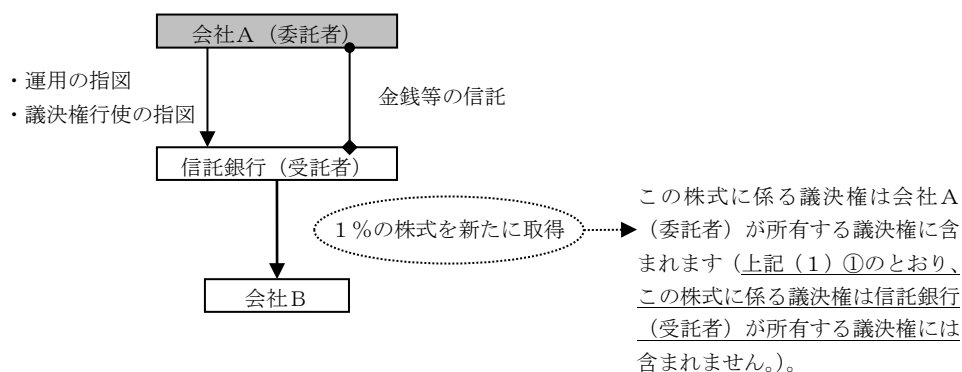
次に掲げる議決権は、届出会社が取得の後において所有する、又は届出会社以外の会社等が所有する株式発行会社の株式に係る議決権に含まれるため、届出閾値の算定対象になります。

- ① 金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの）

例えば、会社A（委託者）が図表10のように信託銀行（受託者）との間に特定運用金銭信託契約を締結している場合は、金銭又は有価証券の運用を通じて取得された会社Bの株式に係る議決権について、会社A（委託者）は議決権の行使について信託銀行（受託者）に指図を行うことができます。

したがって、この場合の会社Bの株式に係る議決権は、会社A（委託者）の届出閾値の算定対象になります。

図表10



② 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第147条第1項又は第148条第1項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権

（3）前記（2）①の議決権から除かれる議決権

会社が投資信託委託会社（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）第2条第11項に規定する投資信託委託会社をいいます。）としてその行使について指図を行う株式に係る議決権等

※12 「全部承継会社」（法第15条の2第2項第1号及び第3項第1号）

全部承継会社とは、共同新設分割又は吸収分割により、その事業の全部を別の会社に承継させようとする会社をいいます。

※13 「重要部分承継会社」（法第15条の2第2項第2号及び第3項第2号）

重要部分承継会社とは、共同新設分割又は吸収分割により、その事業の重要部分を別の会社に承継させようとする会社をいいます。

※14 「重要部分」（法第16条第1項及び第2項）

重要部分とは、譲渡会社にとっての重要部分を意味し、原則として、当該譲渡対象部分が1つの経営単位として機能し得るような形態を備え、譲渡会社の事業実態からみて客観的に価値を有していると認められる場合を指します。会社法第467条等に規定される「重要部分」とは必ずしも一致しません。固定資産の譲受けにおける重要部分についても同じです。

I 企業結合計画届出書の提出先及び届出に関する相談先について

企業結合計画届出書（以下「届出書」といいます。）は、下記の電子メールアドレス宛への電子メールによる提出が可能です。郵送又は来庁して提出される場合は、届出会社の本店が所在する都道府県を管轄する下記の窓口で受け付けています（来庁される場合は、下記窓口の担当者（以下「担当者」といいます。）と事前に電話等で来庁日時を調整していただくをお願いします。）。

また、届出書の提出を予定している会社（以下「届出予定会社」といいます。）は、当該届出を行う前に、公正取引委員会に対して当該企業結合計画に係る届出書の記載方法等に関する相談（以下「届出前相談」といいます。）を任意で行うことができます。届出前相談の申込みは、オンライン又は下記の窓口で受け付けています（来庁される場合は、担当者と事前に電話等で来庁日時を調整していただくをお願いします。）。

なお、届出予定会社に代わって代理人が届出前相談（任意に行うドラフトチェックを含めた届出書の作成を含みます。）を行う場合は、委任状の提出が必要です。

記

【電子メールによる届出書提出先】

kigyoketsugo-todokede3581●jftc.go.jp

（迷惑メール等防止のため、アドレス中の「@」を「●」としています。電子メールを送信する際には、「@」（半角）に置き換えてください。）

【オンラインによる届出前相談申込み先】

<https://www.jftc.go.jp/application/zzza034.html>

【管轄都道府県ごとの窓口】

管轄都道府県	窓 口
北海道	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目（札幌第3合同庁舎5階） 公正取引委員会事務総局 北海道事務所 総務課 電話 011(231)6300
青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県	〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目2番23号（仙台第2合同庁舎8階） 公正取引委員会事務総局 東北事務所 総務課 電話 022(225)7095
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目2番3号（虎ノ門アルセアタワー10階） 公正取引委員会事務総局 経済取引局 企業結合課 電話 03(3581)3719
富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号（名古屋合同庁舎第2号館8階） 公正取引委員会事務総局 中部事務所 経済取引指導官 電話 052(961)9422
福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番76号（大阪合同庁舎第4号館10階） 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 経済取引指導官 電話 06(6941)2174
鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県	〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号（広島合同庁舎第4号館10階） 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 中国支所 総務課 電話 082(228)1501
徳島県 香川県 愛媛県 高知県	〒760-0019 高松市サンポート3番33号（高松サンポート合同庁舎南館8階） 公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 四国支所 総務課 電話 087(811)1750
福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号（福岡第2合同庁舎別館2階） 公正取引委員会事務総局 九州事務所 経済取引指導官 電話 092(431)5882
沖縄県	〒900-0006 那覇市おもろまち2丁目1番1号（那覇第2地方合同庁舎2号館6階） 内閣府 沖縄総合事務局 総務部 公正取引課 電話 098(866)0049

Ⅱ 届出上の注意

1 届出書及び添付書類について

所定の様式による届出書及び必要な添付書類（下記（1）及び（2）参照）を電子メールに添付し、届出書提出先電子メールアドレス（前ページ参照）宛に送信してください。添付するファイルの形式は、PDF 又は Word、Excel 若しくは PowerPoint で読み込み可能な形式を用いてください。

電子メール1通当たりの受信できる容量の上限は 50MB のため、送信するファイルサイズの合計が受信時に 50MB を超えることがないよう、添付ファイルを複数の電子メールに分割して、余裕を持ったファイルサイズで送信してください（容量の上限は変更されていることがありますので、最新の容量の上限は公正取引委員会ウェブサイトでご確認ください）。また、電子メールの件名には、届出を行う会社名を必ず記載してください。加えて、届出前相談を行い、担当者との間でやり取りが行われている場合は、担当者の名前を記載してください。

（記載例）【●●●●株式会社】株式取得に係る届出（公取委担当：◎◎）

※「◎◎」には、やり取りを行った担当者の名前を記載してください。

なお、郵送等により前ページに記載の窓口へ提出する場合は、下記の書類を、（1）①～⑦及び（2）①～②の順序でまとめてクリップ留め等により散逸しないようにして、1部提出してください。

（1）全ての企業結合計画の届出で共通する書類

① 届出書（後記の記載要領により記載してください。）

② 企業結合計画に関する契約書の写し又は意思決定を証するに足りる書類の写し

（注）届出が企業結合に関する契約締結の前に行われる場合は契約書案の写しを添付し、契約締結後遅滞なく契約書の写しを提出してください。この場合は、届出書「6 その他参考となるべき事項」欄に契約締結の予定年月日及び契約締結後遅滞なく契約書の写しを提出する旨を記載してください。

また、株式取得に関する契約書（又は契約書案）又は株式取得に関する意思決定を証するに足りる書類（取締役会議事録等）が外国語で作成されている場合は、届出書の記載事項に関連する部分の翻訳文を添付してください。

③ 届出会社の最近1事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書

（注）届出会社が設立から1年を経過していない、外国会社であり現地法では作成が義務付けられていない等の理由により届出会社が事業報告を作成していない場合は、届出書「6 その他参考となるべき事項」欄にその旨を記載してください。なお、事業等の譲受けに関する届出においては、届出会社（譲受会社）だけでなく、譲渡会社の最近1事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書も添付する必要があります（規則第6条第2項第3号）。

④ 企業結合に関し株主総会の決議又は総社員の同意があったときには、その決議又は同意の記録の写し

（注）議事録の抄本（関連議案のみ抜粋した写し）を提出する場合は、届出会社の代表権を有する者による抄本証明が必要です。

届出が企業結合に関する契約承認のための株主総会等の前に行われる場合は、届出書「6 その他参考となるべき事項」欄に、株主総会等の予定年月日及び株主総会等の終了後遅滞なく株主総会等の議事録の写しを提出する旨を記載してください。株主総会等の議事録の写しは、株主総会等の終了後、遅滞なく提出してください。

また、議事録が外国語で作成されている場合は、企業結合に関連する部分の翻訳文を添付してください。

なお、株主総会等を開催する必要が無い場合は、株主総会等の議事録の添付が無くても構いません。

⑤ 届出会社の属する企業結合集団の最終親会社により作成された有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定する有価証券報告書をいい、外国におけるこれに相当するものを含みます。）その他届出会社が属する企業結合集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なもの

（注）届出会社が企業結合集団の最終親会社である場合も上記書類の提出が必要です。

なお、最終親会社が有価証券報告書を作成していない場合は、以下の資料が必要です。

ア 届出会社が属する企業結合集団の資本関係図（最終親会社及びその子会社のうち国内売上高を有する会社のもの）

イ 企業結合集団を構成する会社のうち国内売上高を有する会社の貸借対照表及び損益計算書

ウ 最終親会社の株主名簿（議決権保有割合が記載されたもの）

⑥ 届出書が真正に作成されたことを証明するために必要となる書類（以下、規則第10条に規定する「（この規則で定める様式による報告書、届出書又は申請書を公正取引委員会に提出する場合には、これらの）文書が真正に作成されたものであること及びその内容が真正であることを証する書類」を「真正性担保書類」といいます。）

（注）届出書の真正性担保書類とは、契約書の写し、株主総会決議の議事録、決裁文書など、当該企業結合計画に係る意思決定を示す書類です。ただし、契約書の写し及び株主総会決議の議事録は、届出書の添付書類（上記②）となっていますので重ねて添付する必要はありません。

⑦ 委任状（代理人名で届出をする場合に提出してください。）

（注）届出会社の親会社が届出会社に代わり届出を行う場合にも委任状は必要です。

（2）株式取得以外の企業結合計画の届出に必要な書類

合併、新設分割、吸収分割、共同株式移転及び事業等の譲受けに関する届出では、前記（1）記載の書類と併せて、以下の書類を添付してください。

その際、前記（1）②（企業結合計画に関する契約書の写し又は意思決定を証するに足りる書類の写し）につきましては、合併では「合併契約書の写し」、新設分割及び吸収分割では「分割計画書又は分割契約書の写し」、共同株式移転では「共同株式移転計画書又は共同株式移転契約書の写し」、事業等の譲受けでは「当該行為に関する契約書の写し」と読み替えてください。

① 届出会社それぞれの定款の写し（甲・乙…の順にとじてください。）

（注）原始定款から変更がない場合はその写し、変更がある場合は現行の定款の写しに届出会社の代表権を有する者の原本証明が必要です。また、定款が外国語で作成されている場合には、定款の全文又は会社法第27条各号に掲げる事項の翻訳文を定款の写しに添付してください。

なお、事業等の譲受けに関する届出においては、届出会社（譲受会社）の定款のみならず譲渡会社の定款も添付する必要があります（規則第6条第2項第1号）。

② 届出会社それぞれの株主名簿（議決権保有割合が100分の1を超える株主のみ記載）

（注）この名簿は、原則として届出日現在で作成し、各株主について、氏名又は名称、住所又は所在地、所有株式数及び議決権保有割合を記載してください。この場合の株主とは、自然人（個人）、法人（会社以外のものを含みます。）を問わず、所在の国内外も問いません（名簿の例は以下のとおりです。）。

なお、株主が自然人である場合は、住所の記載を省略しても差し支えありません。

ここでいう議決権保有割合とは、届出会社の総株主の議決権数に占める株主が所有する株式に係る議決権数の割合をいいます。株主の記載順は、議決権保有割合の高い順としてください。議決権保有割合は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁まで記載してください。

また、事業等の譲受けに関する届出においては、届出会社（譲受会社）の株主名簿のみならず譲渡会社の株主名簿も添付する必要があります（規則第6条第2項第3号）。

株主の氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数	議決権保有割合（％）

2 届出書の提出等について

（1）届出書の受理

公正取引委員会は、受領した届出書及び添付書類の内容に不備がないことを確認した後で届出書を受理します。したがって、届出書の受理日は、公正取引委員会が所定の様式による届出書及び必要な添付書類を不備なく受領した日となります。

届出書を電子メールで提出する際、添付ファイルの大きさ等との関係で電子メールを複数送信する場合は、公正取引委員会が添付書類を含めて全ての書類を不備なく受領した日が受理日となります。届出書の提出は企業結合の実行予定日から相当の余裕（少なくとも40日程度）をみて行うようにしてください。

会社側のメールシステムの設定又は運用ルール（セキュリティポリシー等）によっては、公正取引委員会に電子メールが到達するまでに時間を要する又は届かない場合があります。また、送信された電子メールにコンピュータウイルスが含まれている場合や電子メールの受信時の容量が50MBを超える場合、公正取引委員会は当該電子メールを受信できません。そのため、電子メールを送信した際には、担当者に対して受信の有無を電話で問い合わせることをお勧めします。また、窓口へ直接又は郵送で提出される場合、担当者が不在の場合がありますので、事前に担当者と提出日等を調整していただくようお願いします。

公正取引委員会が届出を受理した日から30日を経過するまでの期間（同期間を以下「禁止期間」といいます。）は、企業結合計画を実行することができません。

（2）届出受理書の交付

公正取引委員会は、届出書を受理次第、届出受理書を交付します（届出受理書の交付は、事務手続に日数を要するため受理日より後になります。）。

電子メールによって届出書を提出された場合は、電子メールで届出受理書等の交付を受けることができます。電子メールによる交付を希望する場合は、その旨を届出の際に表示（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項ただし書に規定する表示）する必要がありますので、届出書「6 その他参考となるべき事項」欄に電子メールによる交付を希望する旨を記載してください。

（記載例）電子メールにより届出受理書、排除措置命令を行わない旨の通知書、禁止期間の短縮の通知書、報告等要請書及び報告等受理書の交付を希望する場合

「本届出に係る届出受理書、排除措置命令を行わない旨の通知書、禁止期間の短縮の通知書、報告等要請書及び報告等受理書については、電子メールにより交付を受けることを希望します。」

届出受理書は、窓口で直接又は郵送により交付を受けることもできます。届出書に記載された届出事務を担当する方又はその代理の方が窓口で直接届出受理書の交付を受ける場合は、その方の身分を証明できるもの（従業員証等）を持参してください（代理の方が受け取る場合は、あらかじめ代理の方の氏名を担当者に連絡してください。）。

（3）届出書の訂正又は変更

届出後、届出書の記載事項に変更（規則第7条第4項に規定する重要な変更を除きます。）があった場合又は届出書に記載した内容について新たな情報を入手した場合は、速やかに公正取引委員会に報告してください。届出書の訂正又は変更を報告する際には、訂正又は変更の前後が分かるように記載した変更報告書（様式第19号～第24号のうち企業結合計画に合致するもの）1通及び当該報告書に関する真正性担保書類（変更事項に係る社内決裁文書の写し等）を提出してください。ただし、誤記や計算ミスの訂正は、変更報告書ではなく届出書の差替えによる対応が可能な場合もありますので、担当者に御相談ください。

なお、重要な変更とは、公正取引委員会が当該企業結合について法第10条第1項、第15条第1項、第15条の2第1項、第15条の3第1項及び第16条第1項の違反の有無を判断するのに重要な事項をいいます。例えば、届出後、届出会社が設備を増大したり、競争者の株式を取得したりすることにより事業能力を増大させたような場合等届出会社の企業結合集団に属する会社等の地位及び競争者の状況に影響を与えるような場合は、重要な変更該当することがあります。届出後、届出書の記載事項に重要な変更が生じた場合は、規則第7条第4項の規定に基づき改めて届出書を公正取引委員会に提出することとなります。

また、企業結合計画の実行予定日が届出を受理した日から1年以上先となる届出は、当該予定日までの間で届出書の記載事項に重要な変更が生じる可能性が高まることに御留意ください。

（4）届出時及び審査期間における対応

届出書の受理及び審査に際して、担当者は、届出書の記載内容（事業概要、商品又は役務の性質、市場における地位等）について説明を求めることがありますので、対応できるよう御準備ください。

公正取引委員会がより詳細な審査を行う必要があると判断した場合は、禁止期間中に、公正取引委員会から届出会社に対して企業結合計画の審査に当たって必要な報告や資料等の提出を求めます（以下「報告等の要請」といいます。なお、公正取引委員会が届出書を受理した後に行う企業結合審査のうち、報告等の要請より前に行うものを「第一次審査」、報告等の要請以降に行うものを「第二次審査」といいます。）。この場合、届出受理の日から120日を経過した日と全ての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内において審査を行うこととなります。

（5）禁止期間の短縮

公正取引委員会は、必要と認める場合には、禁止期間を短縮することができます。禁止期間の短縮は、①当該企業結合が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとならないことが明らかな場合、②禁止期間を短縮することについて届出会社が書面で申し出た場合のいずれにも該当しているときに認められます。

（6）完了報告書

企業結合計画を実行したときは、完了報告書（様式第25号～第30号のうち企業結合計画に合致するもの）1通及び当該報告書に関する真正性担保書類（株主名簿、対価を支払ったことを示す書類等）を速やかに提出してください。

（7）取下げ

届出受理書の交付を受けた会社が当該届出に係る企業結合の実行を取りやめた場合、届出会社は、その旨を書面により報告してください。

取下げの報告の際には、届出日、届出会社の名称、代表者の役職及び氏名、計画届出書を提出した日付、届出受理書の日付、届出受理書の番号及び取下げ理由を記載した報告書を提出してください。

（注）公正取引委員会が規則第9条に基づき届出会社に対して排除措置命令を行わない旨の通知を行った日から1年が経過しても企業結合計画が実行されていない場合は、前記（3）なお書きのとおり、届出書の記載事項に重要な変更が生じている可能性があることから、届出の取下げを依頼することがあります。

Ⅲ 届出書の記載要領

1 株式取得

（1）会社が株式発行会社の株式を取得しようとする場合（様式第4号）

- 1 様式第4号は、株式発行会社が1社の場合を想定していますので、株式発行会社が2社以上の場合は、株式発行会社別に届出書を提出してください。
- 2 各項目のスペースが足りないときは、枠の拡大、用紙の追加又は別紙に記載して添付するなどして作成してください。
- 3 情報の全部又は一部が入手できない合理的な理由があり、どうしても記載できない事項がある場合には、できる限り調査を行った上で担当者に相談してください。

法第10条第2項の規定による株式取得に関する計画届出書

年 月 日

公正取引委員会 殿

名 称
代表者の役職 氏名
(代理人の住所 氏名)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項の規定により、昭和28年公正取引委員会規則第1号第2条の6第2項に掲げる書類を添え、下記のとおり届け出ます。

記

（注）

1（届出会社）

届出会社は、その名称、代表者の役職名及び氏名を記載してください。

届出会社が外国会社である場合は、届出会社の日本国内に所在する営業所の代表者名で届け出ることができます。

なお、外国会社における代表者の範囲は現地法等によって様々ですが、基本的には社長、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）といった役職に就いている者が代表者となります。また、副社長（Vice president）、秘書役（Secretary）、会計役（Treasurer）等が社外への文書に関する権限を持っている場合は、その者に権限があることを代表者が証明した文書を添付してください。

2（代理人による届出）

届出会社に代わって代理人が届出をするときは、届出会社の名称並びに代表者の役職名及び氏名を表示するとともに、代理人の所属、役職名及び氏名並びに届出書の提出に関する権限が明示された委任状を添付してください。

なお、届出前相談（任意に行うドラフトチェックを含めた届出書の作成を含みます。）を行う際に委任状を提出しており、当該委任状における委任の内容に届出書の提出に関する権限が含まれている場合は、届出の際に改めて委任状を添付する必要はありません。

1 届出の概要				
(1) 届出会社に関する事項の概要				
(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	事務上の連絡先	担当部署	
設立準拠法			所 在 地	〒
国内売上高合計額	百万円 (年 月期末現在)		担 当 者	
			電話番号	— —

(注)

1 (名称)

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「国籍」欄に記載してください。

2 (設立準拠法)

届出会社の設立根拠となる法律名を記載してください。

なお、根拠となる法律が会社法の場合は、記載を省略することができます。

3 (国内売上高合計額)

届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の国内売上高を合計したもの（要件※9参照）及び届出会社の最終親会社の期末月を記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

国内売上高が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、国内売上高を決算時の処理において用いた為替相場（決算時の処理において用いた為替相場がない場合は、期中平均相場。以下同じとします。）で日本円に換算した金額を記載し、為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

4 (事務上の連絡先、担当部署／所在地／担当者／電話番号)

届出会社における当該株式取得の届出を担当する部署名、所在地、担当者名及び電話番号を記載してください。

なお、届出会社の親会社又は日本法人、弁護士、行政書士等が届出事務を代理する場合は、その名称、所在地、部署名又は役職、担当者名、電話番号等を併記してください。

(2) 届出の対象となる株式発行会社に関する事項の概要			
(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	議決権保有割合の変動 予定内容	% → %
株式発行会社及びその 子会社の国内売上高の 合計額	百万円 (年 月期末現在)	上記変動の予定日	年 月 日

(注)

1 (名称)

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「国籍」欄に記載してください。

2（株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額）

株式発行会社及びその子会社の国内売上高を合計したもの（要件※10 参照）及び株式発行会社の期末月を記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

国内売上高が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、国内売上高を決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、為替相場の算出方法を「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

3（議決権保有割合の変動予定内容）

ここでいう議決権保有割合とは、株式発行会社の総株主の議決権数に占める届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が取得し、又は所有する（以下「保有する」といいます。）株式に係る議決権数を合計した数の割合をいいます。

今回の株式取得を行う前の届出会社の議決権保有割合と株式取得を行った後の届出会社の議決権保有割合を、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁まで記載してください。

4（上記変動の予定日）

議決権保有割合の変動予定日（発行済株式については、当該株式を取得するための売買契約が履行される日（当該株式の名義書換が行われている必要はありません。）。募集株式については、出資を履行する日又は当該株式の払込期日。）を記載してください。具体的な期日を定めていない場合は「遅くとも●年●月（●年第●四半期）まで」と記載してください。

（3）株式取得の目的・理由・経緯・方法

（注）

（株式取得の目的・理由・経緯・方法）

株式取得の目的・理由・経緯・方法を具体的に記載してください。特に、株式取得の方法が複数存在する場合は、全て記載してください。

例えば、

- ① 株式取得の目的が支配権取得又は経営参加である場合は、支配権取得又は経営参加の方法及び支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画について具体的に記載してください。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他対象者の経営方針に対して重要な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合は、その内容及び必要性も記載してください。
- ② 株式取得の目的が純投資又は政策投資である場合は、株式を取得した後の当該株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそれらの理由を記載し、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付け等を行う場合は、その必要性を具体的に記載してください。
- ③ 株式取得後、株式発行会社の株式を更に取得する予定の有無、その理由及びその内容を具体的に記載してください。
- ④ 株式取得後、当該株式を第三者に譲渡することを目的とする場合は、当該第三者について、その名称、主たる事業、届出会社との関係等を記載してください。
- ⑤ 株式取得後、株式発行会社の株式が上場又は店頭登録の廃止となる見込みがある場合は、その旨及び理由について具体的に記載してください。
- ⑥ 株式取得の方法については、株式取得先の名称、取得する株式の数及び取得のために用いる方法（相対取引による取得、取引所金融商品市場等証券市場による取得、公開買付けによる取得、株式交換・株式移転による取得、第三者割当増資による取得等）を具体的に記載してください。

2 届出会社の概要					
(1) 届出会社に関する事項					
(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()		資 本 金	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	
所 在 地	〒		総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒		売 上 高	百万円 (現地通貨) (年 月 月期末現在)	
主たる事業					
その他の事業					
常時使用する 従業員数	人	決算の時期	月	設立年月日	年 月 日
取引所金融商品市場等 への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 】 ☐ 非上場 【 】				

(注)

1 (名称)

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「国籍」欄に記載してください。

2 (所在地)

登記上の本店所在地を記載してください。届出会社が外国会社である場合は、登記上の本店所在地を母国語又はアルファベットで記載してください。

3 (日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地)

届出会社が外国会社であって日本国内に複数の支店又は営業所がある場合は、その代表的なものの名称及び所在地を記載してください（子会社の支店又は営業所ではありません。）。

4 (主たる事業)

定款上の目的にかかわらず、現在営んでいる事業のうち日本国内において最も売上額の多い事業について具体的に記載してください。また、販売業務にあっては、卸売、小売の別を明記してください。休業中の場合は「〇〇年〇〇月以降休業中」と、未営業の場合はその旨を記載してください。

5 (その他の事業)

前記4(主たる事業)以外で、現在営んでいる事業を日本国内において売上額の多い順に具体的に記載してください。

6 (常時使用する従業員数)

届出会社での業務に従事している者のうち、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されている者の数から、事業主及び法人の役員並びに臨時の従業員（労働基準法（昭和22年法律第49号）第21条に定める「解雇の予告を必要としない者」をいいます。以下同じとします。）の数を除いた数を記載してください。

7 (資本金)

1(2)のうち「上記変動の予定日」欄に記載の日（以下「行為予定日」といいます。）からみて確定した最終の貸借対照表による資本金の金額とその期末月を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

8 (総資産)

行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表による総資産の金額とその期末月を記載するものとし、金額が日本

企業結合計画届出書記載要領（第1部）（株式取得）

円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

総資産は、会社単体の金額を記載してください。ただし、届出会社が外国会社であって、現地法では算出義務がない等やむを得ない事情がある場合は、連結決算による総資産をもって代えることができます。この場合は、連結決算による総資産の金額であることを「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

9（売上高）

商品又は役務について、行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額とその期末月を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

なお、設立後、決算期が未到来の場合は、事業開始月から直近月末までの売上高を記載し、その旨を付記してください。

10（設立年月日）

登記上の設立年月日を記載してください。

11（決算の時期）

定款上の事業年度末月を記載してください。

12（取引所金融商品市場等への上場の有無）

取引所金融商品市場等への上場の有無について該当する□にレ印を付し、届出会社がその株式を金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場若しくは同条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場又は同法第67条第2項に規定する店頭売買有価証券市場若しくはこれに類似する市場で外国に所在するもの（以下「取引所金融商品市場等」といいます。）に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載してください。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は、全て記載してください。

(2) 届出会社の属する企業結合集団の概要			
ア 最終親会社の概要（届出会社が最終親会社である場合はイから記載すること。）			
(ふりがな) 名 称 (国籍)	()	資 本 金	百万円 (現地通貨) (年 月 月末現在)
設立準拠法			
所 在 地	〒	総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月 月末現在)
日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地	〒	売 上 高	百万円 (現地通貨) (年 月 月末現在)
主たる事業		届出会社との関係	株式発行会社との関係
その他の事業		設立年月日	年 月 日
常時使用する従業員数	人	決算の時期	月
取引所金融商品市場等への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 】 ☐ 非上場 【 】		

(注)

1（企業結合集団及び最終親会社）

企業結合集団及び最終親会社については、要件※1を参照してください。

2（名称）

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「国籍」欄に記載してください。

3（設立準拠法）

最終親会社の設立根拠となる法律名を記載してください。

なお、根拠となる法律が会社法の場合は、記載を省略することができます。

4（所在地）

登記上の本店所在地を記載してください。最終親会社が外国会社である場合は、登記上の本店所在地を母国語又はアルファベットで記載してください。

5（日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地）

最終親会社が外国会社であって日本国内に複数の支店又は営業所がある場合は、その代表的なものの名称及び所在地を記載してください（子会社の支店又は営業所ではありません。）。

6（主たる事業）

定款上の目的にかかわらず、現在営んでいる事業のうち日本国内において最も売上額の多い事業について具体的に記載してください。また、販売業務にあっては、卸売、小売の別を明記してください。休業中の場合は「〇〇年〇〇月以降休業中」と、未営業の場合はその旨を記載してください。

7（その他の事業）

前記6（主たる事業）以外で、現在営んでいる事業を日本国内において売上額の多い順に具体的に記載してください。

8（常時使用する従業員数）

最終親会社での業務に従事している者のうち、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容に常雇する旨が積極ないし消極に示されている者の数から、事業主及び法人の役員並びに臨時の従業員の数を除いた数を記載してください。

9（資本金）

行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表による資本金の金額とその期末月を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

10（総資産）

行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表による総資産の金額とその期末月を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

総資産は、会社単体の金額を記載してください。ただし、最終親会社が外国会社であって、現地法では算出義務がない等やむを得ない事情がある場合は、連結決算による総資産をもって代えることができます。この場合は、連結決算による総資産の金額であることを「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

11（売上高）

商品又は役務について、行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額とその期末月を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

なお、設立後、決算期が未到来の場合は、事業開始月から直近月末までの売上高を記載し、その旨を付記してください。

12（届出会社との関係）

届出会社と最終親会社との関係について、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載してください。複数の選択肢に該当する場合は、全て記載してください。

なお、同選択肢における「同種の商品又は役務」とは、機能及び効用が同種であるものをいい、商品については、その物的作用、用途、経済的効用等が同種であるもの、役務については、基本的には「日本標準産業分類」（総務省）の細分類で同種であるものをいいます。

A 最終親会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除きます。）。

- B 最終親会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている（今後供給を受ける可能性のあるものも含まれます。）。
- C 最終親会社は、届出会社に商品又は役務を供給している（今後供給する可能性のあるものも含まれます。）。
- D 最終親会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
- E 最終親会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
- F AからEまでのいずれにも該当しない。

13（株式発行会社との関係）

株式発行会社と最終親会社との関係について、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載してください。複数の選択肢に該当する場合は、全て記載してください。

なお、同選択肢における「同種の商品又は役務」は、前記12と同じです。

- A 最終親会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除きます。）。
- B 最終親会社は、株式発行会社から商品又は役務の供給を受けている（今後供給を受ける可能性のあるものも含まれます。）。
- C 最終親会社は、株式発行会社に商品又は役務を供給している（今後供給する可能性のあるものも含まれます。）。
- D 最終親会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
- E 最終親会社と株式発行会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
- F AからEまでのいずれにも該当しない。

14（設立年月日）

登記上の設立年月日を記載してください。

15（決算の時期）

定款上の事業年度末月を記載してください。

16（取引所金融商品市場への上場の有無）

取引所金融商品市場等への上場の有無について該当する□にレ印を付し、最終親会社とその株式を取引所金融商品市場等に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載してください。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は、全て記載してください。

イ 最終親会社の子会社（届出会社を除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

(ア) 国内の会社

（ふりがな） 名 称	主たる事業	主たる 事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			百万円	百万円	%		

(イ) 外国会社

(略)

（注）

1（該当の有無）

届出会社の最終親会社の子会社（届出会社を除きます。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限ります。）について該当する□にレ印を付してください。

以下の項目は、日本国内の会社については(ア)欄に、外国会社については(イ)欄に記載してください。

2（子会社）

子会社については、要件※3を参照してください。

3（名称）

前記1（該当の有無）に該当する会社の名称を記載してください。

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国

名等を「名称」欄に記載してください。

4（主たる事業）

定款上の目的にかかわらず、現在営んでいる事業のうち日本国内において最も売上額の多い事業について具体的に記載してください。また、販売業務にあつては、卸売、小売の別を明記してください。休業中の場合は「〇〇年〇〇月以降休業中」と、未営業の場合はその旨を記載してください。

5（主たる事業地域）

前記4（主たる事業）の事業地域を具体的に記載してください。

（記載例）：日本全国、関東地区（群馬県を除く。）、長野県東部地区（〇〇市、〇〇郡）、東京都23区内

6（総資産）

行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表による総資産の金額を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

総資産は、会社単体の金額を記載してください。ただし、最終親会社の子会社が外国会社であつて、現地法では算出義務がない等やむを得ない事情がある場合は、連結決算による総資産の金額をもって代えることができます。この場合は、連結決算による総資産の金額であることを「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

7（国内売上高）

商品又は役務について、国内売上高を記載してください。

国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができます。この場合は、行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載し、記載した金額に下線を付してください。

なお、設立後、決算期が未到来の場合は、事業開始月から直近月末までの国内売上高又は売上高を記載し、その旨を付記してください。

また、国内売上高又は売上高が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

8（議決権保有割合）

ここでいう議決権保有割合とは、当該子会社の総株主の議決権数に占める届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の割合をいいます。議決権保有割合は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁まで記載してください。

9（届出会社との関係）

届出会社と最終親会社の子会社との関係について、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載してください。複数の選択肢に該当する場合は、全て記載してください。

なお、同選択肢における「同種の商品又は役務」とは、機能及び効用が同種であるものをいい、商品については、その物的作用、用途、経済的効用等が同種であるもの、役務については、基本的には日本標準産業分類の細分類で同種であるものをいいます。

A 当該子会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除きます。）。

B 当該子会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている（今後供給を受ける可能性のあるものも含みます。）。

C 当該子会社は、届出会社に商品又は役務を供給している（今後供給する可能性のあるものも含みます。）。

D 当該子会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E 当該子会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F AからEまでのいずれにも該当しない。

10（株式発行会社との関係）

株式発行会社と最終親会社の子会社との関係について、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載してください。複数の選択肢に該当する場合は、全て記載してください。

なお、同選択肢における「同種の商品又は役務」は、前記9と同じです。

A 当該子会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除きます。）。

B 当該子会社は、株式発行会社から商品又は役務の供給を受けている（今後供給を受ける可能性のあるものも含みます。）。

C 当該子会社は、株式発行会社に商品又は役務を供給している（今後供給する可能性のあるものも含みます。）。

D 当該子会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E 当該会社と株式発行会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F AからEまでのいずれにも該当しない。

11（会社の記載順）

会社の記載順については、議決権保有割合の高い順としてください。

（3）届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社（届出会社及び（2）イに該当するものを除く。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。

ア 国内の会社

（ふりがな） 名 称	主たる事業	主たる事業地域	議決権 保有割合	届出会社 との関係	株式発行会社 との関係
			%		

イ 外国会社

（略）

（注）

1（該当の有無）

届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社（届出会社及び（2）イに該当するものを除きます。）の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限り。）について該当する☐にレ印を付してください。

以下の項目は、日本国内の会社についてはア欄に、外国会社についてはイ欄に記載してください。

2（名称）

前記1（該当の有無）に該当する会社の名称を記載してください。

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「名称」欄に記載してください。

3（主たる事業）

定款上の目的にかかわらず、現在営んでいる事業のうち日本国内において最も売上額の多い事業について具体的に記載してください。また、販売業務にあっては、卸売、小売の別を明記してください。休業中の場合は「〇〇年〇〇月以降休業中」と、未営業の場合はその旨を記載してください。

4（主たる事業地域）

前記3（主たる事業）の事業地域を具体的に記載してください。

（記載例）：日本全国、関東地区（群馬県を除く。）、長野県東部地区（〇〇市、〇〇郡）、東京都23区内

5（議決権保有割合）

ここでの議決権保有割合とは、当該会社の総株主の議決権数に占める届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の割合をいいます。議決権保有割合は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁まで記載してください。

6（届出会社との関係）

届出会社と届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社との関係について、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載してください。複数の選択肢に該当する場合は、全て記載してください。

なお、同選択肢における「同種の商品又は役務」とは、機能及び効用が同種であるものをいい、商品については、その物的作用、用途、経済的効用等が同種であるもの、役務については、基本的には日本標準産業分類の細分類で同種であるものをいいます。

A 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除きます。）。

- B 当該会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている（今後供給を受ける可能性のあるものも含まれます。）。
- C 当該会社は、届出会社に商品又は役務を供給している（今後供給する可能性のあるものも含まれます。）。
- D 当該会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
- E 当該会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
- F AからEまでのいずれにも該当しない。

7（株式発行会社との関係）

株式発行会社と届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社との関係について、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載してください。複数の選択肢に該当する場合は、全て記載してください。

なお、同選択肢における「同種の商品又は役務」は、前記6と同じです。

- A 当該会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除きます。）。
- B 当該会社は、株式発行会社から商品又は役務の供給を受けている（今後供給を受ける可能性のあるものも含まれます。）。
- C 当該会社は、株式発行会社に商品又は役務を供給している（今後供給する可能性のあるものも含まれます。）。
- D 当該会社と株式発行会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。
- E 当該会社と株式発行会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。
- F AからEまでのいずれにも該当しない。

8（会社の記載順）

会社の記載順については、議決権保有割合の高い順としてください。

(4) 届出会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）					
商品又は役務 の種類	年間事業実績（ 年 月 期）			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

（注）

1（商品又は役務の種類）

届出会社の商品又は役務の種類をできるだけ細分して記載してください。この分類は、原則、日本標準産業分類に掲げる大分類「E－製造業」に係るものについては、経済構造実態調査規則（平成31年総務省・経済産業省令第1号）に基づく商品分類表の6桁の分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4桁分類）に準拠するものとします。同じ商品で卸売と小売の両方がある場合は、分けて記載してください。

2（年間事業実績）

届出会社の事業実績について、各商品又は役務の種類別に最近1事業年度の実績を生産数量、販売数量及び販売金額別に記載してください。サービス業等の場合において数量実績の記載が困難なものについては数量実績を省略しても差し支えありません。

なお、設立後、決算期が未到来の場合は、事業開始月から直近月末までの売上高を記載し、その旨を付記してください。

3（総販売額に占める割合）

各商品又は役務の種類別に、総販売額に占める割合を、小数点以下2桁を四捨五入して小数点以下1桁まで記載してください。

4（事業地域）

商品又は役務の種類別に、事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載してください。

（記載例）：日本全国、関東地区（群馬県を除く。）、長野県東部地区（〇〇市、〇〇郡）、東京都23区内

3 今回の届出の対象となる株式発行会社に関する事項				
(1) 株式発行会社の概要				
(ふりがな) 名 称 (国 籍)	()	資 本 金	百万円 (現地通貨) (年 月 期 末 現 在)	
設立準拠法		総 資 産	百万円 (現地通貨) (年 月 期 末 現 在)	
設立年月日	年 月 日			
所 在 地	〒	売 上 高	百万円 (現地通貨) (年 月 期 末 現 在)	
日本国内に支店その他 営業所がある場合の名 称及び所在地	〒	株式取得後の 議決権保有割合	株主順位	届出会社 との関係
		% ()	位 (位)	
主たる事業		過去の主な議決権保有割合の変動の状況		
		年 月 年 月	% → % % → %	
その他の事業		株式取得後の役員兼任の状況		
		兼任役員数	株式発行会社の役員の総数	
常時使用する 従業員数	人	人 (人)	人	
取引所金融商品市場等 への上場の有無	☐ 上 場 → 金融商品市場名 【 】 ☐ 非上場 【 】			

(注)

1 (名称)

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「国籍」欄に記載してください。

2 (設立準拠法)

株式発行会社の設立根拠となる法律名を記載してください。

なお、根拠となる法律が会社法の場合は、記載を省略することができます。

3 (設立年月日)

登記上の設立年月日を記載してください。

4 (所在地)

登記上の本店所在地を記載してください。株式発行会社が外国会社である場合は、登記上の本店所在地を母国語又はアルファベットで記載してください。

5 (日本国内に支店その他営業所がある場合の名称及び所在地)

株式発行会社が外国会社であって日本国内に複数の支店又は営業所がある場合は、その代表的なものの名称及び所在地を記載してください（子会社の支店又は営業所ではありません。）。

6 (主たる事業)

定款上の目的にかかわらず、現在営んでいる事業のうち日本国内において最も売上額が多い事業について具体的に記載してください。また、販売業務にあっては、卸売、小売の別を明記してください。休業中の場合は「〇〇年〇〇月以降休業中」と、未営業の場合はその旨を記載してください。

7 (その他の事業)

前記6(主たる事業)以外で、現在営んでいる事業を日本国内において売上額の多い順に具体的に記載してください。

8 (常時使用する従業員数)

株式発行会社での業務に従事している者のうち、事業主又は法人と雇用関係にある者であって、その雇用契約の内容

に常雇する旨が積極ないし消極に示されている者の数から、事業主及び法人の役員並びに臨時の従業員の数を除いた数を記載してください。

9（資本金）

行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表による資本金の金額とその期末月を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

10（総資産）

行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表による総資産の金額を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

総資産は、会社単体の金額を記載してください。ただし、最終親会社の子会社が外国会社であって、現地法では算出義務がない等やむを得ない事情がある場合は、連結決算による総資産の金額をもって代えることができます。この場合は、連結決算による総資産の金額であることを「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

11（売上高）

商品又は役務について、行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額とその期末月を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

なお、設立後、決算期が未到来の場合は、事業開始月から直近月末までの売上高を記載し、その旨を付記してください。

12（株式取得後の議決権保有割合及び株主順位）

ここでいう議決権保有割合とは、株式発行会社の総株主の議決権数に占める届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の割合をいいます。（ ）内には、届出会社が保有する株式発行会社の株式に係る議決権数の株式発行会社の総株主の議決権数に占める割合を記載してください。議決権保有割合は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁まで記載してください。

議決権保有割合及び株主順位は、届出会社が株式発行会社の株式を取得した後の議決権保有割合及び株主順位を記載してください。株主順位が4位以下である場合は、「4位以下」と記載しても差し支えありません。

13（届出会社との関係）

届出会社と株式発行会社との関係について、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載してください。複数の選択肢に該当する場合は、そのすべてを記載してください。

なお、同選択肢における「同種の商品又は役務」とは、機能及び効用が同種であるものをいい、商品については、その物的作用、用途、経済的効用等が同種であるもの、役務については、基本的には日本標準産業分類の細分類で同種であるものをいいます。

A 株式発行会社と届出会社は、同種の商品又は役務を供給している（取引段階を異にする場合を除きます。）。

B 株式発行会社は、届出会社から商品又は役務の供給を受けている（今後供給を受ける可能性のあるものも含みます。）。

C 株式発行会社は、届出会社に商品又は役務を供給している（今後供給する可能性のあるものも含みます。）。

D 株式発行会社と届出会社は、同種の商品又は役務を異なる市場に供給している。

E 株式発行会社と届出会社は、関連性のある異種の商品又は役務を供給している。

F AからEまでのいずれにも該当しない。

14（株式取得後の役員兼任の状況）

兼任役員数とは、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等の役員又は従業員で株式発行会社の役員を兼任する者の数をいいます。（ ）内には、兼任役員数のうち届出会社の役員又は従業員で株式発行会社の役員を兼任する者の数を記載してください。

なお、届出時点で株式取得後の役員兼任の状況が決まっていない場合は「未定」と記載した上で、「届出時点で未定である株式取得後の株式発行会社の役員の兼任状況について、本件株式取得を実行する日までに兼任状況が確定した場合は変更報告書を提出する。」と「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

15（過去の主な議決権保有割合の変動の状況）

過去の主な議決権保有割合の変動の状況は、今回の株式取得より前に公正取引委員会に対して株式取得の届出を行ったものについて、届出日から近い順に記載してください。併せて議決権保有割合の変動時期も記載してください。

16（取引所金融商品市場等への上場の有無）

取引所金融商品市場等への上場の有無について該当する□にレ印を付し、株式発行会社はその株式を取引所金融商品市場等に上場している場合は、取引所金融商品市場等の名称及び取引所金融商品市場等を開設する者の名称を記載してください。複数の取引所金融商品市場等に上場している場合は、全て記載してください。

(2) 株式発行会社が共同出資会社に該当するか否か ☐ 該当しない ☐ 該当する → 次の事項を記載すること。			
(ふりがな) 出資者の名称	出資者の 議決権保有割合 %	出資者の事業種目	共同出資会社を通じた 出資者との関係

（注）

1（該当の有無）

今回の届出の対象となった株式発行会社が株式取得後に共同出資会社に該当するか否かについて該当する□にレ印を付してください。共同出資会社とは、2以上の会社が、共通の利益のために必要な事業を遂行させることを目的として、契約等により共同で設立し、又は取得した会社をいいます。

2（出資者の名称）

出資者の名称は、議決権保有割合の高い順に、自然人（個人）である場合はその氏名を、法人（会社以外のものも含みます。）である場合は登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。出資者が外国会社である場合は、母国語で記載し、ふりがな及び国籍を付記してください。

株主順位が6位以下の者は記載を省略しても差し支えありません。

3（出資者の議決権保有割合）

ここでいう議決権保有割合とは、当該共同出資会社の総株主の議決権数に占める出資者が保有する株式に係る議決権数の割合をいいます。議決権保有割合は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁まで記載してください。

4（出資者の事業種目）

出資者の事業種目は主たる事業種目を記載してください。定款上の目的にかかわらず、現在営んでいる事業のうち日本国内において最も売上額の多い事業について具体的に記載してください。また、販売業務にあつては、卸売、小売の別を明記してください。休業中の場合は「〇〇年〇〇月以降休業中」と、未営業の場合はその旨を記載してください。

5（共同出資会社を通じた出資者との関係）

届出会社と他の出資者との関係について、以下の選択肢の中から該当する記号を選択し、記載してください。複数の選択肢に該当する場合は、全て記載してください。

- A 届出会社と他の出資者は、共に共同出資会社が生産した同種の商品又は役務の供給を受けている（今後供給を受ける可能性のあるものも含みます。）。
 - B 届出会社と他の出資者は、共に第三者が生産した同種の商品又は役務の供給を受けている（今後供給を受ける可能性のあるものも含みます。）。
 - C 届出会社と他の出資者は、共に同種の商品又は役務を共同出資会社を通じて第三者に販売している（今後販売する可能性のあるものも含みます。）。
 - D AからCまでのいずれにも該当しない。

(3) 株式発行会社の子会社の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限る。） ☐ 無 ☐ 有 → 当該会社に関する次の事項を記載すること。 ア 国内の会社					
（ふりがな） 名 称	主たる事業	主たる事業地域	総資産	国内売上高	議決権 保有割合
			百万円	百万円	
イ 外国会社 （略）					

（注）

1（該当の有無）

株式発行会社の子会社の有無（国内売上高が30億円を超えるものに限ります。）について該当する口にレ印を付してください。子会社に該当するか否かは、行為の直前の時点で判断します。したがって、行為の直前の時点までの間に子会社になる可能性がある会社は、全て記載してください。

以下の項目は、日本国内の会社についてはア欄に、外国会社についてはイ欄に記載してください。

2（子会社）

子会社については、要件※3を参照してください。

3（名称）

前記1（該当の有無）に該当する会社の名称を記載してください。

登記されている商号を記載し、ふりがなを付記してください。また、最近5年以内に商号を変更した場合は旧商号を付記してください。

日本で登記されていない外国会社の場合は母国語で記載し、ふりがなを付記してください。また、登記されている国名等を「名称」欄に記載してください。

4（主たる事業）

定款上の目的にかかわらず、現在営んでいる事業のうち日本国内において最も売上額の多い事業について具体的に記載してください。また、販売業務にあっては、卸売、小売の別を明記してください。休業中の場合は「〇〇年〇〇月以降休業中」と、未営業の場合はその旨を記載してください。

5（主たる事業地域）

前記4（主たる事業）の事業地域を具体的に記載してください。

（記載例）：日本全国、関東地区（群馬県を除く。）、長野県東部地区（〇〇市、〇〇郡）、東京都23区内

6（総資産）

行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表による総資産の金額を記載するものとし、金額が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

総資産は、会社単体の金額を記載してください。ただし、最終親会社の子会社が外国会社であって、現地法では算出義務がない等やむを得ない事情がある場合は、連結決算による総資産の金額をもって代えることができます。この場合は、連結決算による総資産の金額であることを「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

7（国内売上高）

商品又は役務について、国内売上高を記載してください。

国内売上高の欄には、国内売上高に代えて、売上高を記載することができます。この場合は、行為予定日からみて確定した最終の貸借対照表と共に作成した損益計算書による売上高の金額を記載し、記載した金額に下線を付してください。

なお、設立後、決算期が未到来の場合は、事業開始月から直近月末までの国内売上高又は売上高を記載し、その旨を付記してください。

また、国内売上高又は売上高が日本円以外の通貨単位で算出されている場合は、決算時の処理において用いた為替相場で日本円に換算した金額を記載し、現地通貨による金額を「現地通貨」欄に記載してください。為替相場の算出方法

は、「6 その他参考となるべき事項」欄に記載してください。

金額の記載は、百万円単位とし、百万円未満は切り捨ててください。

8（議決権保有割合）

ここでいう議決権保有割合とは、当該子会社の総株主の議決権数に占める株式発行会社及びその子会社（当該子会社以外の株式発行会社の子会社をいいます。）が保有する株式に係る議決権数を合計した数の割合をいいます。議決権保有割合は、小数点以下2桁を四捨五入し、小数点以下1桁まで記載してください。

9（会社の記載順）

会社の記載順については、議決権保有割合の高い順としてください。

(4) 株式発行会社の商品又は役務の種類別の年間事業実績等（日本国内における事業に限る。）					
商品又は役務 の種類	年間事業実績（年 月期）			総販売額に 占める割合	事業地域
	生産数量	販売数量	販売金額		
				%	
		(計)	百万円	100.0%	

（注）

1（商品又は役務の種類）

株式発行会社の商品又は役務の種類をできるだけ細分して記載してください。この分類は、原則、日本標準産業分類に掲げる大分類「Eー製造業」に係るものについては、経済構造実態調査規則に基づく商品分類表の6桁の分類に準拠するものとし、その他の事業に係るものについては、日本標準産業分類の細分類（4桁分類）に準拠するものとします。同じ商品で卸売と小売の両方がある場合は、分けて記載してください。

2（年間事業実績）

株式発行会社の事業実績について、各商品又は役務の種類別に最近1事業年度の実績を生産数量、販売数量及び販売金額別に記載してください。サービス業等の場合において数量実績の記載が困難なものについては数量実績を省略しても差し支えありません。

なお、設立後、決算期が未到来の場合は、事業開始月から直近月末までの売上高を記載し、その旨を付記してください。

3（総販売額に占める割合）

各商品又は役務の種類別に、総販売額に占める割合を、小数点以下2桁を四捨五入して小数点以下1桁まで記載してください。

4（事業地域）

商品又は役務の種類別に、事業の実態に即して、その範囲を具体的に記載してください。

（記載例）：日本全国、関東地区（群馬県を除く。）、長野県東部地区（〇〇市、〇〇郡）、東京都23区内

(5) 届出会社と株式発行会社との間で共通又は相互に関連する仕入材料及び提供を受けている役務の有無（（日本国内の市場におけるものに限る。）

☐ 無

☐ 有 → 当該仕入材料及び提供を受けている役務に関する次の事項を記載すること。

仕入種目又は役務の種類	最近1年間の仕入額又は対価		主たる仕入地域又は提供を受けている地域	備考
	届出会社	株式発行会社		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		
	百万円	百万円		

(注)

1 (記載について)

日本国内において、届出会社及び株式発行会社が仕入れている仕入材料又は提供を受けている役務のうち、共通するもの又は関連するもの（用途が類似したもの、別個な商品ではあるが密接な関係にあるもの等）の有無について該当する□にレ印を付してください。

2 (仕入種目又は役務の種類)

前記項目に該当するものをできるだけ詳細に記載してください。仕入材料及び提供を受けている役務の種類が多数ある場合は、総仕入額又は対価の合計に占める割合が10%以上のもの、仕入れにおける同業者の中において占める地位（仕入量、金額などによる）が第3位以内のもの又は仕入れにおける市場占拠率が10%以上のもの等主要なものについて比較して記載してください。

3 (最近1年間の仕入額又は対価)

該当する仕入材料又は役務の種類別に最近1事業年度の実績を記載してください。

4 (主たる仕入地域又は提供を受けている地域)

仕入窓口が一本であっても、仕入材料又は役務の種類別に、実際に供給を受けている地域を記載してください。

5 (備考)

届出会社の属する企業結合集団に属する届出会社以外の会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社を含みます。）及び株式発行会社の子会社からの供給であるなど、該当する仕入材料又は役務について補足的に記載してください。

4 届出会社及び株式発行会社の国内の市場における地位

- (1) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）並びに株式発行会社及びその子会社の間で、国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合
商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第 1 位との格差	備 考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
第 位	株式取得後の地位及び市場占拠率	%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等 【 】				

- (2) 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）並びに株式発行会社及びその子会社の間で、国内の同一の事業地域内か否かにかかわらず同一の商品若しくは役務について競合しない場合又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合

ア 届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権の数を合計した数の総株主の議決権の数に占める割合が100分の20を超える会社を含む。）

商品又は役務の種類【 】 事業地域【 】

同業者の中において占める地位	名 称	市場占拠率	第1位との格差	備 考
第 1 位		%	—	
第 2 位		%		
第 3 位		%		
第 位		%		
全業者数		社		
市場占拠率等の算出の根拠となった資料等【 】				

イ 株式発行会社及びその子会社

(略)

(注)

1（この欄の記載について）

届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社を含みます。）並びに株式発行会社及びその子会社の各事業内容について、それぞれ(1)欄又は(2)欄に記載してください。供給する商品又は役務の種類が多数ある場合は、同業者の中において占める株式取得後の地位が第4位以下であり、かつ、株式取得後の市場占拠率が10%未満となるものについては、記載する必要はありません。

また、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が極めて多数存在する場合は、当該記載欄に記載する事業内容を確定するために時間を要し、受理が遅れることにもなります。そのため、当該企業結合後の届出会社等の属する企業結合集団に属する会社等の議決権保有関係の構造及び当該企業結合集団に属する会社等の異動が分かる組織図を作成し、参考資料として添付することをお勧めいたします。

記載欄が不足する場合は、適宜記載欄を追加して、それぞれの事業地域内における商品又は役務の種類ごとに記載してください。また、この欄に記載された事項につきましては、必要に応じてその根拠となる詳しいデータを求めることがあります。

なお、外国も含めた市場における地位を記載する場合は、「事業地域」欄に当該市場の範囲が分かるよう記載してください。

2（(1)欄について）

届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社を含みます。）並びに株式発行会社及びその子会社の間で、日本国内の同一の事業地域内で同一の商品又は役務について競合する場合は、「商品又は役務の種類」及び「事業地域」を記載の上、この欄に、株式取得前及び株式取得後の各市場における地位について記載してください。

なお、この場合の「競合する」とは、同一の事業地域内で同種の事業を行っている場合を意味し、例えば親会社等の方針によって同一商品を、販路を分けて販売しているような場合であっても、同一の事業地域内で同種の事業を行っていれば「競合する場合」に該当します。

3（(2)欄について）

届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社を含みます。）並びに株式発行会社及びその子会社の間で、日本国内の同一の事業地域内か否かにかかわらず同一の商品若しくは役務について競合しない場合（別個の事業を営んでいる場合）又は異なる事業地域において同一の商品若しくは役務を供給している場合は、「商品又は役務の種類」及び「事業地域」を記載の上、この欄に、各市場における地位について記載してください。

ただし、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等並びに株式発行会社及びその子会社の間で、現に取引関係に無いものであっても、プレスリリース等で取引を開始することが明らかな場合や今後取引関係に立ち得る可能性があるものについても記載してください。

4（名称）

名称欄には、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社を含みます。）を「届出会社等」と、株式発行会社及びその子会社を「株式発行会社等」とまとめて記載し、主要な同業者についてはその名称を記載してください。

5（主要な同業者）

主要な同業者（届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社を含みます。）並びに株式発行会社及びその子会社を除きます。）については、後記の「市場占拠率」を基に原則として第3位まで記載してください。

また、項目(1)では、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社を含みます。）並びに株式発行会社及びその子会社については、順位に関係なく記載してください。

なお、順位が第10位以下の場合は、備考欄に「10位以下」と記載して同業者の名称及び市場占拠率の記載を省略することができます。

6（市場占拠率）

当該市場における占拠率を、届出会社は届出会社分に届出会社の属する企業結合集団に属する届出会社以外の会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社を含みます。）分を加えて、株式発行会社は株式発行会社分にその子会社分を加えて算出してください。市場占拠率を算出するに当たって参考となる資料は、会社が加盟している事業者団体、事業を行うに当たり届出等を行った官庁、調査会社等が公表・販売している統計資料等で得られる場合があります。

市場占拠率の算出は、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社を含みます。）並びに株式発行会社及びその子会社の事業地域を十分に把握し、当該事業地域内における株式取得後の会社と同種の商品又は役務の総供給量（又は総販売金額）を分母とする次の例式によって算出してください。数値は、小数点以下2桁を四捨五入して小数点以下1桁まで記載してください。

＜例式：製造業を営む会社であって、全国を事業地域とする場合＞

$$\text{市場占拠率} = \frac{\begin{array}{c} \text{各当事会社等（＊）の出荷数量全体} \\ \text{（又は販売金額）} \end{array} - \begin{array}{c} \text{各当事会社等（＊）の輸出数量全体} \\ \text{（又は輸出金額）} \end{array} + \begin{array}{c} \text{総輸入数量} \\ \text{（又は総輸入金額）} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{総出荷数量} \\ \text{（又は総販売金額）} \end{array} - \begin{array}{c} \text{総輸出数量} \\ \text{（又は総輸出金額）} \end{array}} \times 100$$

（＊）名称欄で記載した「届出会社等」（又は「株式発行会社等」）に含まれる会社等をいいます。

7（第1位との格差）

第1位事業者との市場占拠率の差を、小数点以下2桁を四捨五入して小数点以下1桁まで記載してください。

8（備考）

備考欄には、名称欄で記載した「届出会社等」及び「株式発行会社等」に含まれる会社の名称と当該会社の市場占拠率を内訳として記載してください。また、届出会社の属する企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社については、当該割合の株主順位が第1位であれば、その旨を付記してください。

9（全業者数）

当該市場における全業者の数を、届出会社及び株式発行会社も含めて記載してください。届出会社の属する企業結合集団に属する会社等（当該企業結合集団に属する会社等が保有する株式に係る議決権数を合計した数の総株主の議決権数に占める割合が100分の20を超える会社を含みます。）は届出会社に、株式発行会社の子会社は株式発行会社を含めてください。

10（市場占拠率の根拠となった資料等）

当該項目の記載に当たって算出根拠となった資料がある場合は、その資料名又は出所を記載し、これが得られないときは、当該業界の状況及び競争関係を「6 その他参考となるべき事項」欄に記載するなどできる限り明確に示すようにしてください。推定により記載した場合は、「推定」と付記し、推定の根拠を併記してください。

なお、不明の部分が多いときは、できる限り業界の状況を調べた上で担当者に相談してください。

5 株式取得に関する計画として採ることとする措置の内容及びその期限	
採ることとする措置の具体的内容	採ることとする措置の履行期限 年 月 日

（注）

（記載について）

株式取得計画に当たり、問題解消措置を採る場合は、その具体的内容及びその履行期限を記載してください。複数の措置を採り履行期限が異なる場合は措置ごとに履行期限を記載してください。

6 その他参考となるべき事項	
様式の項目	事 項

（注）

（記載について）

前記の必要な記載事項の補足説明に使用するほか、当事会社間での競争関係についての見解等があれば、記載してください。また、公正取引委員会が本届出について企業結合審査を行う上で参考となる情報があれば記載し、その情報に関する資料を添付してください。その他、これまでの記載事項について備考欄として使用してください。

例えば、以下の添付書類等に関する補足説明等を記載してください。

- ・ 契約書や株式公開買付届出書等の書類をドラフト段階で提出する場合は、その旨と、後日正式版が作成され次第速やかに追完する旨
- ・ 届出会社が外国会社である等の理由で事業報告を作成していない場合は、その旨
- ・ 届出会社が設立されてからまだ1年経過しておらず、事業報告及び損益計算書が未作成のため、設立時点での貸借対照表を添付する場合は、その旨

企業結合計画届出書記載要領（第1部）（株式取得）

- ・ 届出時点において株式取得後の役員兼任の状況が決まっていないために「未定」と記載した場合は、その旨と、本件株式取得を実行する日までに兼任状況が確定した場合は変更報告書を提出する旨
- ・ 企業結合の実行に当たり株主総会や総社員の同意等が不要な場合は、その旨
- ・ 日本円以外の通貨単位を日本円に換算する際に用いた為替相場の算出方法
- ・ 届出受理書、排除措置命令を行わない旨の通知書、禁止期間の短縮の通知書、報告等要請書及び報告等受理書の電子メールによる交付を希望する旨

（注） 会社の子会社である組合の組合員が組合財産として株式発行会社の株式の取得をしようとする場合（様式第5号）、合併（様式第8号）、共同新設分割及び吸収分割（様式第9号又は第10号）、共同株式移転（様式第11号）及び事業等の譲受け（様式第12号）の届出書記載要領は、別冊「企業結合計画届出書記載要領（第2部）（組合による取得／合併／共同新設分割及び吸収分割／共同株式移転／事業等の譲受け）」を御参照ください。